

## 医誠会国際総合病院 意思決定支援 指針

### 1. 意思決定支援 目的

終末期を迎えた患者と家族がどのような治療・ケアを望んでいるのかを確認し、患者や家族、医師をはじめとする医療ケアチームがリビングウィルの希望を共有しながら、希望に沿った最善の医療とケアを提供することを目的とする。

### 2. 適用施設

医誠会国際総合病院

### 3. 用語の定義

#### 1) リビングウィル

人生の最終段階の治療・ケアについて、判断力のあるうちに患者の希望・意思を記しておく「事前希望表明書」

#### 2) 終末期

- ①客観的情報（呼吸、血圧、脈拍、体温、瞳孔、硬直など）をもとに治療による回復は見込めないと医師が判断している
- ②回復が見込めないことについて、患者（意識や判断力がない場合を除く）・家族・医師・看護師など関係者が理解し納得している
- ③患者・家族・医師・看護師などの関係者が死期を考慮し対応を検討する

#### 3) 医療・ケアチーム

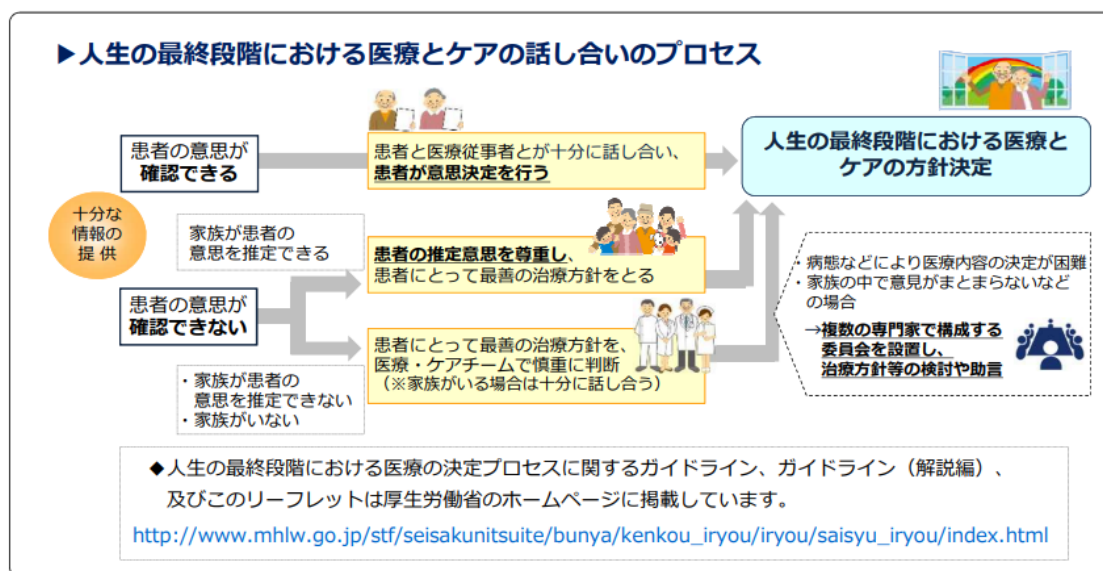
主治医をはじめとした該当患者に関与する外来・病棟等看護師、MSW、薬剤師、理学療法士、栄養士、ケアスタッフ等のメンバーで構成する。

### 4. 人生の最終段階における医療とケアのあり方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進める。
  - ・本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われること。
  - ・本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われること。
  - ・話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくこと。
- 2) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医

学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

- 3) 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。



「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」リーフレットより引用

## 5. 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続

### 1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

### 2) 本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善である

かについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

### 3) 複数の専門家からなる委員会の設置

上記 1) 及び 2) の場合において治療方針の決定に際し、以下の場合には複数の専門家からなる委員会を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

### \*引用・参考資料

1) 「人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン」 厚生労働省 平成 30 年 3 月改訂

2) 「終末期医療に関するガイドライン ～よりよい終末期を迎えるために～」

社団法人 全日本病院協会 終末期医療に関するガイドライン策定検討会 H21 年 5 月